

8 面接後の手続

提出書類及び面接結果をもとに審査し、貸与者を決定いたします。貸与決定後、修学資金貸与のための契約を締結いたします。その際、連帯保証人（独立の生計を営む人2名）を決めていただきます。ご家族と事前によく相談してください。

9 返還の免除等

○全額免除

大学卒業後、1年6ヶ月以内に医師免許を取得し、直ちに医師不足地域の医療機関において医師の業務に従事していただきます。貸与期間が6年間の場合は、従事した期間が6年に達したとき、免除となります。

- ※ 従事期間は、貸与期間と同じ期間となります。ただし、貸与期間が3年未満の場合は、従事期間は3年となります。
- ※ 大学院の医学を履修する課程に在学している期間や、育児休業等やむを得ない事由により医師業務の従事等ができない期間は、従事期間に含まれません。
- ※ 医師不足地域内では受けることが困難な専門研修を、1年を限度として、県内の医師不足地域外で行うことを可能とします。また、県内では研修ができない特殊な技能習得等に限り、県外での研修を認めます。この場合に、県内での研修は従事期間に算入し、県外での研修は従事期間に算入しない（猶予扱い）こととします。

○裁量免除

災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったとき、その他特に必要と認めるときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除します。

- ※ 初期臨床研修を医師不足地域外の県内の医療機関及び県外の医科大学の附属病院で行った場合は、その期間、返還は猶予されます。

10 修学資金の返還

返還の免除事由（9 返還の免除等）に該当しなかったときは、貸与を受けた修学資金に、利息※を付した金額を、返還義務が生じた日から1月以内に、全額一括返還していただきます。

- ※ 「利息」とは・・・修学資金の貸与を受けた日の翌日から卒業の日までの日数に応じ、年10%の割合で計算した額（医師不足地域内の医療機関等での勤務中は、利息はかかりません。）

11 その他の注意事項

- (1) 修学資金貸与決定者には、平成31年3月27日（水）に開催する新入生オリエンテーションに出席いただきます。
- (2) 本修学資金の貸与を受ける修学生として、地域医療支援センターが主催する各種セミナーや個別面談などに必ず参加することとなっています。
- (3) 就労義務を伴う他の奨学金との併用は認められません。

12 関係書類提出先および問い合わせ先

茨城県保健福祉部医療局医療人材課医師確保グループ

住所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL：029-301-3191 / FAX：029-301-3194 / E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

■ 茨城県地域医療支援センターについて

- 茨城県では、医師修学資金や県地域枠の卒業医師をはじめとする若手医師の皆さんが県内の医療機関で充実した勤務を過ごしながら自分の希望に応じたキャリアアップが図れるよう、若手医師の皆さんを大きくサポートする「茨城県地域医療支援センター」を平成24年4月に設置しました。
- 地域医療支援センターの特色
 - ◇ 医学生時から県内各医療圏の病院見学や先輩医師からの講話や交流会などの機会をもつことができます。
 - ◇ 専任医師（キャリアコーディネーター）が、面談によりご本人の意向を踏まえて専門医資格取得などのためのキャリアパス（プログラム）を作成します。
 - ◇ 特色の違う病院をローテーションしながら研修ができます。
 - ◇ 多彩な症例が経験でき、技術・臨床能力の向上が図れます。
 - ◇ 医師としての初期段階において身につけておくべき手技習得などを支援します。
 - ◇ 医学生や若手医師同士の交流会などを通じて、生涯に渡る人脈を幅広く築くことができます。